

令和6年1月1日以降の譲渡
被相続人居住用家屋等確認申請書（様式1-3） 添付書類一覧表

○…添付必要 △…いずれかを添付 ×…添付不要

耐震基準に適合する場合	取壊し、除却滅失の場合	添付書類	注意点
○	○	被相続人の除票住民票の写し（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口等で取得した書類が「写し」であり、コピーは原則不可 ・ 取得日は被相続人の死亡日以降 ・ 被相続人の死亡日及び死亡時の居住地が確認できるもの
○	○	相続人の住民票の写し（原本） ※相続直前から2回以上転居している場合は、戸籍の附票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口等で取得した書類が「写し」であり、コピーは原則不可
○	○	売買契約書の写し等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書から譲渡日の具体的な日付が確認できない場合は、譲渡した日が確認できる書類も必要
○	×	申請被相続人居住用家屋及びその敷地の登記事項証明書等（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続又は遺贈による申請被相続人居住用家屋及びその敷地等を取得した相続人の数を明らかにする書類
×	○	申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書及びその敷地の登記事項証明書等（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続又は遺贈による申請被相続人居住用家屋及びその敷地等を取得した相続人の数を明らかにする書類

令和6年1月1日以降の譲渡
被相続人居住用家屋等確認申請書（様式1-3） 添付書類一覧表

耐震基準に適合する場合	取壊し、除却滅失の場合	添付書類	注意点
○	×	工事請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等	<ul style="list-style-type: none"> ・申請被相続人居住用家屋が「耐震基準に適合することとなった時」を明らかにする書類 ・耐震基準適合証明書又は建設住宅性評価書のコピー及び申請被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった日（耐震改修工事の完了日）が確認できる書類
×	○	申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請被相続人居住用家屋が「取壊し、除却又は滅失の時」を明らかにする書類 ※申請被相続人居住用家屋が未登記の場合は解体工事の請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等
△	△	電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・支払い証明書、料金証明書、領収書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細（最終の料金引き落とし日が分かるもの）等 ・中止日（閉栓日、契約廃止日等）及び名義人が確認できるものであれば代用可 ・閉栓等の日付が、相続の時から譲渡の時の間にあること
△	△	宅地建物取引業者による広告の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の現況が空家であることを表示して広告していること また、当該空家は除却又は取壊しの予定があることを表示して広告していること

令和6年1月1日以降の譲渡
被相続人居住用家屋等確認申請書（様式1-3） 添付書類一覧表

耐震基準に適合する場合	取壊し、除却滅失の場合	添付書類	注意点
△	△	その他	(例) ・市町村が認める者が家屋の管理を行っていたことの証明書 ・譲渡の時までに空家バンクへの登録を行っていたことの証明書等
○	○	売買契約書等のコピー ※書類の提出が困難な場合は別途相談	・申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に、当該家屋が耐震基準に適合すること又は当該家屋を取壊し等することを約したことが分かるもの

令和6年1月1日以降の譲渡
被相続人居住用家屋等確認申請書（様式1-3） 添付書類一覧表

○…添付必要 △…いずれかを添付 ×…添付不要

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合

耐震基準に適合する場合	取壊し、除却滅失の場合	添付書類	注意点
○	○	被相続人の除票住民票の写し（原本） ※老人ホーム等入所後、別の老人ホーム等に移転し、死亡した場合は、戸籍の附票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口等で取得した書類が「写し」であり、コピーは原則不可 ・ 取得日は被相続人死亡日以降 ・ 被相続人の死亡日及び死亡時の居住地が確認できるもの
○	○	相続人の住民票の写し（原本） ※老人ホーム等入所直前から2回以上転居している場合は、戸籍の附票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口等で取得した書類が「写し」であり、コピーは原則不可
○	○	売買契約書の写し等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書から譲渡日の具体的な日付が確認できない場合は、譲渡した日が確認できる書類も必要
○	×	申請被相続人居住用家屋及びその敷地の登記事項証明書等（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続又は遺贈による申請被相続人居住用家屋及びその敷地等を取得した相続人の数を明らかにする書類
×	○	申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書及びその敷地の登記事項証明書等（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続又は遺贈による申請被相続人居住用家屋及びその敷地等を取得した相続人の数を明らかにする書類
○	×	工事請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請被相続人居住用家屋が「耐震基準に適合することとなった時」を明らかにする書類 ・ 耐震基準適合証明書又は建設住宅性評価書のコピー及び申請被相続人が耐震基準に適合することとなった日（耐震改修工事の完了日）を確認できる書類

令和6年1月1日以降の譲渡
被相続人居住用家屋等確認申請書（様式1-3） 添付書類一覧表

耐震基準に適合する場合	取壊し、除却滅失の場合	添付書類	注意点
×	○	申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請被相続人居住用家屋が「取壊し、除却又は滅失の時」を明らかにする書類 ※申請被相続人居住用家屋が未登記の場合は解体工事の請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等
○	○	介護保険法の被保険者証の写しや障害者総合支援法の障害福祉サービス受給者証の写し等	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定等を受けていたこと又はこれに類することを証する書類
○	○	入所時の契約書の写し等	<ul style="list-style-type: none"> ・老人ホーム等の名称、所在地、施設の種類（※）が確認できる書類 ※以下の対象施設であること <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法に規定する認知症対応型共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム ・介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院 ・高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅 ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設又は共同生活援助を行う住居

令和6年1月1日以降の譲渡
被相続人居住用家屋等確認申請書（様式1-3） 添付書類一覧表

耐震基準に適合する場合	取壊し、除却滅失の場合	添付書類	注意点
△	△	電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払い証明書、料金証明書、領収書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細（最終の料金引き落とし日が分かるもの）等 ・ 中止日（閉栓日、契約廃止日等）及び名義人が確認できるものであれば代用可 ・ 閉栓等の日付が、相続の時から譲渡の時の間にあること
		老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録	
		その他	（例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋を宛先住所とする被相続者宛の郵便物 ・ 市町村が認める者が家屋の管理を行っていたことの証明書 ・ 不動産所得がないことを確認するための地方税の所得証明書等
○	○	売買契約書等のコピー ※書類の提出が困難な場合は別途相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に、当該家屋が耐震基準に適合すること又は当該家屋を取壊し等することを約したことが分かるもの